

デイサービスセンターさとの花 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人マグノリア2000が開設するデイサービスセンターさとの花（以下「センター」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護従事者（以下「従業者」という。）が、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの従業者は、事業の提供にあたっては次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の希望に基づき、利用者の立場に立った適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。特に、認知症の状態にある要介護者等には、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供体制を整える。
- 2 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護 支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンターさとの花
- 二 所在地 群馬県高崎市乗附町 208 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設の特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 生活相談員 1名
生活相談員は、相談援助等の生活指導、指定通所介護事業の提供にあたるものとする。
- 三 看護職員 1名
看護職員は、看護業務、指定通所介護事業の提供にあたるものとする。
- 四 介護職員 6名
介護職員は、指定通所介護事業の提供にあたるものとする。
- 五 機能訓練指導員 1名は常勤、1名は非常勤
機能訓練指導員は、機能訓練、指定通所介護事業の提供にあたるものとする。

- 六 事務職員 1名（併設の特別養護老人ホームの事務職員と兼務）
事務職員は、必要な事項を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分
- 四 時間延長サービス 午後6時30分より起算し、午後7時30分未満、午後8時30分未満、午後9時30分未満の3区分とする。7時間以上8時間未満のサービス提供後、8時間以上9時間未満のサービス提供については、介護保険を利用しサービス提供を行う。

（通所介護の利用定員）

第6条 通所介護の利用定員は、40人とする。

（通所介護の内容）

第7条 通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活相談
- 二 日常動作訓練（機能訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康チェック
- 五 送迎
- 六 入浴サービス
- 七 食事サービス
- 八 栄養ケアマネジメント
- 九 口腔機能向上サービス
- 十 利用者に対する相談援助業務
- 十一 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護報酬告示上の額の一割を徴収するものとする。（別紙参照）

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項に留意することとする。

- 一 利用者の体調、世帯状況等の都合により通所介護の利用をご遠慮いただく場合もある。
- 二 利用者の体調等により、主治医の指導に基づき通所介護の提供を行う場合もある。
- 三 通所介護の提供中において、利用者の体調等の悪化により、主治医及び関係機関に緊急連絡を行う場合もある。
- 四 通所介護の利用につき、施設内においては事業所の従業者の指示に従う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束)

第12条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待防止)

第13条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第14条 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人マグノリア 2000 とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 14 年 2 月 2 日から施行する。
- この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 12 月 10 日から施行する。
- この規程は、平成 23 年 12 月 8 日から施行する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

デイサービスセンターさとの花運営規定

別紙 利用料金表

(1単位は10.27円)

区分	項目	7時間以上8時間未満	8時間以上9時間未満
基本	要介護1	658単位/日	669単位/日
	要介護2	777単位/日	791単位/日
	要介護3	900単位/日	915単位/日
	要介護4	1,023単位/日	1,041単位/日
	要介護5	1,148単位/日	1,168単位/日
加算	入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/日	
	入浴介助加算(Ⅱ)	55単位/日	
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月(3月に1回を限度)	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76単位/日	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月	
	ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/月	
	ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月	
	認知症加算	60単位/日	
	若年性認知症利用者受入加算	60単位/日	
	栄養アセスメント加算	50単位/月	
	栄養改善加算	200単位/回(月2回を限度)	
	口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回(6月に1回を限度)	
	口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回(6月に1回を限度)	
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/回(月2回を限度)	
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/回(月2回を限度)	
	科学的介護推進体制加算	40単位/月	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/回	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/回	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/回	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位数×5.9%	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	合計単位数×4.3%	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	合計単位数×2.3%	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位数×1.2%	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	合計単位数×1.0%	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.1%	

区分	項目	単位数
基本	要支援1	1,798単位/月
	要支援2	3,621単位/月
加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位/月
	栄養アセスメント加算	50単位/月
	栄養改善加算	200単位/月
	口腔機能向上加算Ⅱ	160単位/月
	一体的サービス提供加算	480単位/月
	サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1	88単位/月
	サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援2	176単位/月
	生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位/月
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位/1回
	科学的介護推進体制加算	40単位/月

	介護職員処遇改善加算	合計単位数×5.9%
	介護職員等特定処遇改善加算	合計単位数×1.2%
	介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.1%

利用者の自己負担割合は、市区町村が発行する負担割合証による。(1割～3割)

- 2 食費を 770 円 とし、利用者から徴収するものとする。
- 3 次の条文に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護の送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - 一 事業所から、片道おおむね 10 キロメートル未満 300 円
 - 二 事業所から、片道おおむね 10 キロメートル以上 20 キロメートル以下 500 円
 - 三 事業所から、片道おおむね 20 キロメートルを超えた場合は 1 キロメートル増えるごとに 50 円加算
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。
- 5 その他指定通所介護を提供した際に、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 6 口座振替手数料 150 円
- 7 口座振替不能時の事務手数料 2,000 円
(利用料等の口座振替時、ご契約者都合により振替ができなかった場合の手数料実費、事務処理費)